	二　氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本
第七十四条第一項において準用する第二十六条	速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出
	性別及び年金証書の番号
第七十四条第一項において準用する第二十七条第一項	（略）
	次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出
	存続連合会に対し、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供
	性別及び年金証書の番号又は基礎年金番号
	（略）
第七十四条第一項において準用する第二十七条第二項	届書には
	ならない。
	届出に当たつては
	ならない。ただし、情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。
（略）	（略）

	2　前項の届出に当たつては、氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本を添えなければならない。この場合において、署名用電子証明書の送信をすることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。
（新設）	存続連合会に対し、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供
（新設）	性別及び年金証書の番号又は基礎年金番号
（新設）	（略）
（新設）	存続連合会に対し、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供
（新設）	届出に当たつては
（新設）	ならない。ただし、情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。
（略）	（略）

	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（略）	（略）